市民サービスを向上させ、業務の効率化に努めます

市の組織を改編

市長公室などを新設し、こども未来部を市長部局に移管

問い合わせ　財政課　☎072(740)1130

部の新設

▼市長公室
同和問題などの差別解消、人権問題の解決の推進や市民協働の取り組みを強化。広報・広聴機能を拡充。

▼企画財政部
市政の総合企画や、広域行政、行財政改革、組織定数、ICTの推進と、予算や財政計画などを一体的に行う。

▼美化衛生部
防疫や斎場、し尿、公衆衛生、一般廃棄物の収集、リサイクルに関する業務と、衛生部門の事務を集約することで業務効率化を図る。

▼こども未来部
「こども未来部」を教育委員会から市長部局へ移管。福祉・健康分野の連携を強化し、子ども施策を機能的に行う。

課の新設・変更

市長公室

▼市制70周年記念事業事務局
市制施行70周年を記念し、市民や団体、事業者と共に記念事業を行う。

▼人権推進多文化共生課
人権・男女共同参画や国際交流など、多文化共生を進める。

市民環境部

▼環境政策課
市環境保全条例の施行、大気・水質・騒音などの監視や環境施策などを進める。

▼生涯学習課・公民館・中央図書館
社会教育関連事業を教育委員会から市長部局へ移管。多世代が学べる新しい生涯学習の場をつくる。

美化衛生部

▼衛生管理課
し尿中継所など施設の整備計画や、衛生管理を進める。

こども未来部

▼こども政策課
子ども・若者未来計画を所管し、子ども・若者政策の企画や、就学前教育保育施設のあり方や、(仮称)こども参加条例の検討などを行う。

▼こども若者相談センター
家庭児童相談や教育相談と、妊娠・出産・子育ての相談を集約。子育て世帯と子ども・若者の相談支援体制を整備。

教育推進部

▼教育総務課
就学援助や就学に関する手続き、学校園所の予算の総括管理などを担う。

▼給食課
市立保育所と認定こども園、学校の給食を一括して担う。

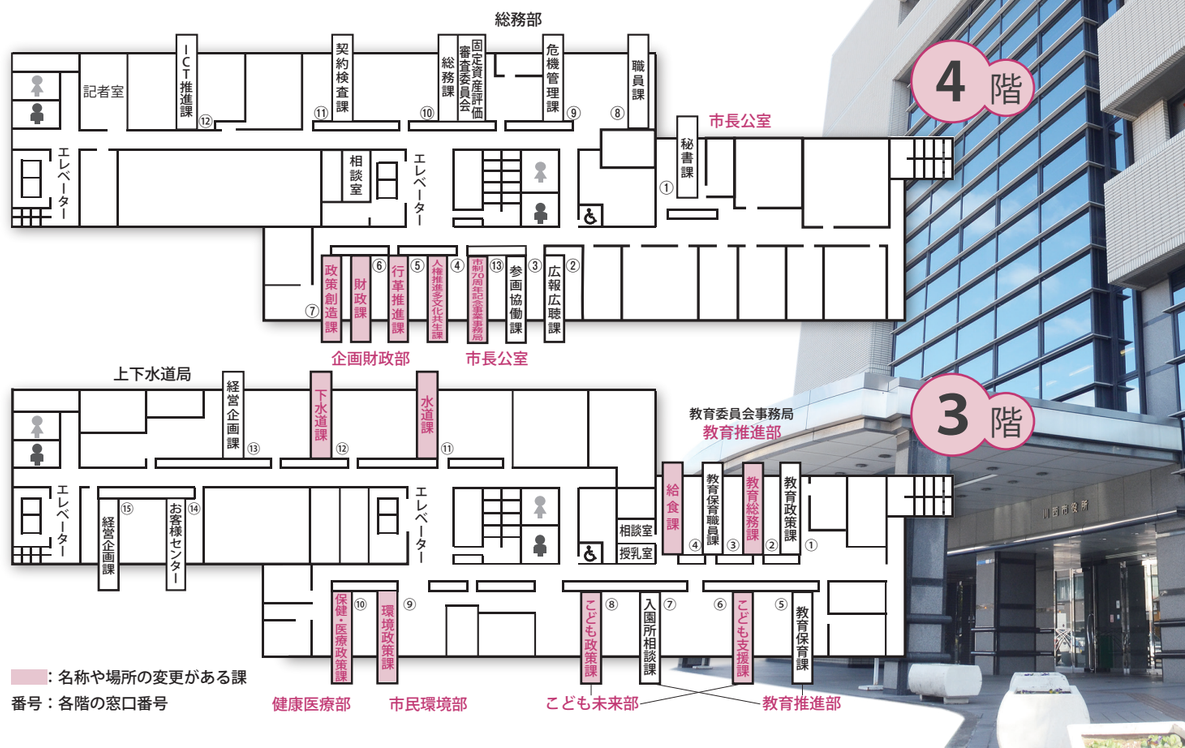

5月8日から5年「春開始接種」がスタートします

新型コロナウイルスワクチン接種

問い合わせ

接種予約／市予約専用コールセンター　☎0570(056)787　午前9時―午後5時（土・日曜日、祝日も対応）
接種予約以外／市ワクチンコールセンター　☎0570(022)599　午前9時―午後5時（土・日曜日、祝日も対応）

現在実施中の12歳以上を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種（「4年秋開始接種」）は5月7日㈰で終了。5月8日㈪から、65歳以上の人などを対象とした「5年春開始接種」を行うという方針が国から示され、準備を進めています。

5年春開始接種

【接種対象者】
初回接種が完了し、最後の接種から3カ月以上経過し、次の①～③のいずれかを満たす人。
①65歳以上②基礎疾患があるか、その他重症化リスクが高いと医師が認める③医療機関、高齢者・障害者施設などで勤務。
①の人で、2月末までにオミクロン株対応ワクチン接種を完了した人には、4月下旬に接種券を発送します（総合体育館で接種した人は、接種日時が記載されています）。

②③の人は、接種券の発送に申請が必要です。2月末までに5回目接種を完了した64歳未満の人には、案内状を4月中旬に送付。詳しくは決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

5年春開始接種対象者以外の人の接種

5月春開始接種の対象でなく、オミクロン株対応ワクチンが未接種で、接種を希望する人は、5月7日までに接種を。4月の接種予定日については表1の通りです。なお、5月8日～8月31日㈭は接種できません。初回接種は引き続き実施します。詳しくは表2の通り。
秋には従来株ワクチンの初回接種（1・2回目）を終えた5歳以上を対象に、「5年秋開始接種」が行われる予定です。詳しく決まり次第お知らせします。

表1　4月の接種予定日

種　別	日　時	会　場
オミクロン株対応ワクチン（12歳以上）3～5回目	8日㈯・22日㈯ 13:00～15:00	総合体育館
従来型（12歳以上）1・2回目	2日㈰・23日㈰ 9:00～11:00	保健センター
小児用（5～12歳）（3回目以降はオミクロン対応株）※	8日㈯・29日㈷ 13:30～15:30	8日：保健センター 29日：市役所地下1階
乳幼児用（生後6カ月～4歳）※	15日㈯ 13:30～15:30	保健センター

※猪名川町でも接種可。同町ワクチンコールセンター☎0570(00)4567へ

表2　5月8日㈪以降の接種の可否　○：接種可　×：接種不可

対　象		期間 5年春開始接種 5/8～8/31	期間 5年秋開始接種 9/1～12/31
3回目以降の接種	65歳以上の人など。接種対象者①②③	○	○
	上記以外の人	×	○
従来株ワクチン（1・2回目）の接種※	生後6カ月以上の人	○	

※乳幼児（生後6カ月～4歳）は、3回目まで従来株ワクチンを使用

マイナンバーカード手続きと保健センター業務を休止

ゴールデンウィーク期間中の5/1㈪・2㈫

マイナンバーカード

法律の改正に伴うシステム更改作業で、5月1日㈪・2日㈫は、全国的にマイナンバーカードに関する大半の手続きができません。この期間の前後は窓口が非常に混み合うことが予想されます。時期を避け、余裕を持って手続きしてください。

【手続きできないもの】
▶電子証明書の新規発行、更新
▶市内転居や婚姻などによるマイナンバーカードの住所、氏名などの記載事項の変更
▶暗証番号の初期化と再設定

【手続きできるもの】
①マイナンバーカード交付申請書の発行
②マイナンバーカードの受け取り
③転入によるマイナンバーカードの記載事項の変更
④在留期間延長によるマイナンバーカードの有効期間変更
⑤マイナンバーカードの一時停止解除
※③④⑤は電子証明書の発行は不可。発行を希望する人は後日来庁してください。

問い合わせ　市民課　☎072(740)1340

保健センター

☎072(758)4721

4月29日㈷～5月7日㈰に、保健センターで修繕工事を行います。そのため、5月1日㈪・2日㈫は休館となり、健康診査や電話の受け付けなど全ての業務が休止となります。
通常業務の再開は5月8日㈪からです。